

改定項目	記載ページ
I-3 ⑩ 早期離床・リハビリテーション加算の見直し ☞当該加算の算定対象に救命救急入院料やハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料及び小児特定集中治療室管理料を算定する治療室を追加	47
I-3 ⑪ 早期離床・リハビリテーション加算における職種要件の見直し ☞当該加算に関わる職種に言語聴覚士を追加	52
I-3 ⑮ 地域包括ケア病棟入院料の評価体系の見直し ☞自宅等から入院した患者割合および在宅医療等の実績要件の見直し	63
I-3 ⑰ 回復期リハビリテーション病棟入院料の評価体系及び要件の見直し ☞回復期リハビリテーション病棟入院料の評価の在り方の見直し	75
I-3 ⑱ 回復期リハビリテーションを要する状態の見直し ☞回復期リハビリテーションを要する患者の状態として「急性心筋梗塞、狭心症の発作若しくはその他急性発症した心大血管疾患の発症後又は手術後の状態」を追加	80
I-3 ⑲ 特定機能病院においてリハビリテーションを担う病棟の評価の新設 ☞特定機能病院におけるリハビリテーションに係る役割を明確化および当該入院料の施設基準の見直し	83
I-3 ⑳ 療養病棟入院基本料に係る経過措置の見直し ☞疾患別リハビリテーション料を算定する患者に対してFIMの測定状況に応じて算定点数を見直し	87
I-6 ⑫ 訪問看護指示書の記載欄の見直し ☞訪問看護指示書にリハビリテーションの時間、実施頻度等の記載欄を設ける	170
II-5 ① 医療機関における ICT を活用した業務の効率化・合理化 ☞カンファレンス等について、ビデオ通話が可能な機器を用いて対面によらない場合の要件を緩和	239
III-1 ④ 療養・就労両立支援指導料の見直し ☞対象疾患に心疾患、糖尿病、若年性認知症を追加	250
III-1 ⑬ 生活習慣病管理料の見直し ☞生活習慣病患者に対する生活習慣に関する総合的な治療管理については多職種と連携して実施して差し支えない	270
III-2 ⑫ 外来医療等におけるデータ提出に係る評価の新設 ☞疾患別リハビリテーション料において診療内容等のデータを提出した場合の評価	302
III-3 ① 摂食嚥下支援加算の見直し ☞摂食嚥下支援加算に実績要件および人員配置要件の見直し	307
III-3 ② 疾患別リハビリテーション料の見直し ☞標準的算定日数を超えて実施する場合FIM測定を要件化	313
III-3 ③ リハビリテーション実施計画書の署名欄の取扱いの見直し ☞同意を得ていること等が事後的に確認できる場合に署名を求めなくても差し支えない	315
III-4-4 ⑨ 精神科救急医療体制の整備の推進 ☞精神科救急・合併症入院料について心大血管等疾患リハビリテーション料等の費用を包括評価の範囲から除外	372
III-4-6 ① 小児運動器疾患指導管理料の見直し ☞対象患者の年齢を12歳未満から20歳未満に拡大	406
IV-6 ① 透析中の運動指導に係る評価の新設 ☞人工腎臓を算定している患者に対して透析中に療養上必要な訓練等を行った場合の評価	480
IV-6 ② 継続的な二次性骨折予防に係る評価の新設 ☞大腿骨近位部骨折の患者に対して必要な治療等を実施した場合の評価	481